

No.	件名・内容	回答
1	<p>「上尾市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」に罰則規定を付記する</p> <p>(内容)</p> <p>現行の「上尾市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」には、罰則規定がありません。いくら「時間外在校時間(=実質的な時間外勤務時間)」の上限を定めたとしても、労基法に違反していることは明白でありながら、同規則に罰則規定が無いことから、各学校の校長も教育委員会も何らの責任を負うわけではありません。</p> <p>したがって、同規則を実効性のある規則にするために、罰則規定を付記する必要があります。</p> <p>このまま、現状を放置しておけば、労基法違反の状態が恒常化することは目に見えています。</p> <p>具体的な罰則としては、口頭又は文書注意等が想定されますが、形として残る罰則規定でないという意味がありません。</p> <p>同規則に罰則規定を設けることについて、現場の教職員からは反対意見は出ないと考えられます。むしろ反対をすればしたら、今まで教育職員の実質的時間外労働に依拠してきた校長と教育委員会でしょう。</p> <p>一日も早く同規則に罰則規定を設けることを政策提言いたします。</p> <p>【受付No.】6-2013 【受付日】令和6年7月17日</p>	<p>罰則(刑罰)につきましては、条例でなければ設けることができないこととなっております。(地方自治法第14条第3項)</p> <p>また、秩序罰としての「過料」も、条例又は市長の定める規則でなければ設けることができないこととなっております。(地方自治法第14条第3項、第15条第2項)</p> <p>上尾市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則は「教育委員会が定める規則」となります。教育委員会が定める規則につきましては、罰則も過料も設けられる旨は明記されておられません。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条)</p> <p>以上の前提を踏まえ、提言いただいた内容につきましては、対応いたしかねますが、ご意見として承りました。</p> <p>(担当) 広報広聴課(電話)048-775-4918 学務課(電話)048-775-9604</p>
2	<p>(件名)</p> <p>「上尾市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を実効性のある規則にするために、同規則の条文に後述の文言(案)を加える</p> <p>(内容)</p> <p>「上尾市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を実効性のある規則にするために、以下の文言(案)を加えるのはいかがでしょうか。</p>	<p>ご提言頂いたペナルティを課すことについてですが、本管理規則にペナルティがないことにより、本管理規則の実効性が損なわれているとは考えておりません。現に教育委員会や校長は、本管理規則に則り、教育職員の日々の在校等時間を把握するなど、教育職員の業務量の適切な管理を行っており、本管理規則は有効に機能していると考えております。</p> <p>今後も引き続き、業務のさらなる効率化やICT機器の積極的活用などにより、学校教育職員の業務量の</p>

<p>【案】 (規則遵守の確認と指導) 第4条 上尾市教育委員会は、毎年度、市内小中学校に対し、本規則が遵守されているか否かの確認をおこなうものとする。 2 第1項における確認の結果、本規則が遵守されていないことが明らかな学校に対しては、その原因と対策を文書で提出することを求め、必要に応じて指導をするものとする。</p> <p>【受付No.】 6-2022 【受付日】 令和6年9月2日</p>	<p>適切な管理に努めてまいります。</p> <p>(担当) 学務課 (電話) 048-775-9604</p>
<p>(件名) 体育館について</p> <p>(内容) 上尾市は、体育館施設が足りていないです。市民体育館だけでは、市内団体や市民の貸出しが不十分ではないでしょうか。利用状況を調査して、新たな体育館施設の必要性を検討してください。本市に最新の体育館ができれば大会誘致もでき、市民団体にとっても利用しやすくなるのではないのでしょうか。</p> <p>【受付No.】 6-2048 【受付日】 令和6年12月22日</p>	<p>市では、新たな体育館施設の計画等はありませんが、既存スポーツ施設の利便性向上や設備の充実を図り、市民のスポーツ活動の推進を行っています。また、県が進めるスポーツ科学拠点施設の整備後、地元市の新たなスポーツ活動の場として、市民の利用促進を図っていきます。</p> <p>(担当) スポーツ振興課 (電話) 048-781-8112</p>
<p>(件名) 1月の総合教育会議にて「いじめ重大事態」を議題とすることについて</p> <p>(内容) 「いじめ重大事態」が発生した際に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の4により、総合教育会議の議題とすることは、市長や教育委員会としての責務であることから、「令和5年度第1回上尾市総合教育会議」においても、「いじめ問題について」が議題とされたと考えられます。 2024.12.24に上尾市のHP (教育委員会のページ)に、「令和4年度に上尾市立小学校で発生した、い</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項第2号では、いじめ行為等により現に被害が生じ、また被害発生の危険が切迫している「緊急事態に対応するための措置」を協議事項としております。</p> <p>本いじめ問題につきましては、調査まで完了しその結果を公表したところであり、「緊急の場合」には該当しないものと解しております。そのため、本いじめ問題自体を総合教育会議で取り上げることはいたしません。引き続き、いじめ問題一般につきましては、被害生徒やその保護者の心情に寄り添った適切な支援を行えるよう努めてまいります。</p>

<p>じめ重大事態についての調査報告書を、被害側保護者の意向を受け、公表いたします。」として掲載されたことから、この問題について総合教育会議で取り上げていただくことを、「いじめ問題を解決する」という観点から、政策提言といたします。</p> <p>【受付No.】 6-2049 【受付日】 令和6年12月26日</p>	<p>(担当) 秘書政策課 (電話) 048-775-3849</p>
<p>(件名) 上尾市の行う英語クラブ(イングリッシュサロン)について</p> <p>(内容) 2024年度の新規事業で、中学生の部活動地域移行の文化部版である本事業は教師の負担軽減と言いながら、既存の部活動ではなく今までなかった新しい英語クラブを新設しただけで既存の部活の負担軽減には繋がっていません。(当時は市内の小中学校には英語クラブはありませんでした)。 以前、学校教育部長が「イングリッシュサロンの運営につきましては、民間事業者に委託しておこなうため、教員に負担がかかるものではございません。」と答弁をしていたが、これは的外れで「既存の部活動を補うものを作るべき」ということです。 そもそも子どもたちからのニーズがありませんでした。市が行ったアンケート「上尾市立中学校における部活動地域移行検討報告書」によると、英語クラブを希望した小中学生は、6,464名中 わずか3名(全体の0.46%)です。なぜこの人数で予算を1300万も割り振ろうと思ったのか甚だ疑問です。 市立中学校11校および小学校22校が対象となる本事業。市内の6公民館を拠点に1会場約20人をめどに月3回ほどの実施予定だったが、結果、どの会場においても定員に対しほぼ50%以下でした。酷い時は3%の参加率でした。また、会場の参加人数も回を重ねるごとに参加率が低下しています。これはこの事業に魅力がなく、次も参加したいと思わないということもたちの意思表示です。</p>	<p>部活動地域移行推進事業は、学校教育の一環としての「学校部活動」から、生涯学習の一環としての「地域クラブ活動」に移行するとともに、子供たちが真に「挑戦したいことに挑戦できる場を創ること」等を目的としております。したがって、上尾市英語クラブは、休日に児童生徒が自己の興味関心に合った活動を選択できる新たな場とすることを目指して設立いたしました。</p> <p>上尾市英語クラブではこれまで、ディベートや、他会場とのオンライン交流、日本紹介動画作成等、様々な英語による活動を実施して参りました。参加者からは、「英語が苦手だけど活動が楽しい」や「学校の授業では実施しない活動があって楽しい」等の感想があり、参加者のニーズに合わせた、満足度の高い活動が実施できていると捉えております。</p> <p>令和7年度につきましては、今年度の成果や検証で得た運営・指導ノウハウをもとに、「誰でも気軽に生きた英語を学べるイングリッシュサロン」を通して、子供たちのコミュニケーション能力を高める活動を行うとともに、他の休日の地域クラブ活動と同じように、受益者負担による参加費の徴収や拠点の再構成を行うことにより委託業務に係る経費を削減しながら、取り組んで参りたいと考えております。</p> <p>なお、スポーツに係る地域クラブ活動体制整備につきましては、スポーツ庁委託事業に参加した上で、「AGEO地域クラブ」実証事業を順調に進めております。</p> <p>上尾市では、今後も、子供たちが豊かにスポーツ・文化芸術体験を行うことができる「AGEO地域クラブ」の充実に向け、力を尽くしてまいりますので、何</p>

<p>上記の理由により上尾市の行う英語クラブ(イングリッシュサロン)は廃止して下さい。</p> <p>運動部の移行すらうまく進んでないですね。まずは専門性の高い運動部の移行を成功させることに重点を置くべきと考えます。</p> <p>【受付No.】 6-2055 【受付日】 令和7年2月4日</p>	<p>卒ご理解をお願いいたします。</p> <p>(担当) 指導課 (電話) 048-775-9672</p>
<p>6</p> <p>(件名) 教育委員会定例(臨時)会の議案の採決について</p> <p>(内容) 教育委員会会議の際に、司会者である教育長は、議案の採決にあたり、教育委員に対し「挙手による意思表示」を求めるようにすることや、記録者は、「全員賛成」あるいは「賛成4名・反対1名」のように記録することを政策提言します。</p> <p>【受付No.】 6-2058 【受付日】 令和7年3月5日</p>	<p>教育員会会議の採決の方法につきましては、上尾市教育委員会会議規則第10条の規定により、教育長が委員に対し、問題について異議の有無を諮る方法によって行うことや、必要と認めるときは、委員に対し1人ずつ賛否の意見を求める方法又は記名若しくは無記名投票の方法によって採決することができることが定められております。</p> <p>従いまして、口頭により異議の有無を確認する中で、委員から異議が発せられ、その人数を確認する必要がある場合などには、挙手などの方法により教育長が会議を進行していくものと考えておりますが、いただきましたご提言の内容につきましては、近隣市町の状況も調査し、採決の方法や会議録の記載方法を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、委員の発言内容が傍聴者に聞こえない旨のご指摘につきましては、教育長を通じて委員に伝達し、状況の改善に努めてまいります。</p> <p>(担当) 教育総務課 (電話) 048-775-9469</p>